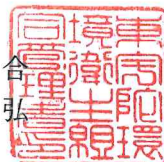


公有財産売払い公告

東宇陀環境衛生組合公有財産（物品）の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行例（昭和 22 年政令第 16 号）第 16 条の 5 の規定に基づき公告する。

令和 8 年 9 月 4 日

東宇陀環境衛生組合
管理者 細谷 忠弘



1. 一般競争入札に付する物件

以下の物品を入札に付し、売払う。

なお、3 台分一括での売払いとする。

○自動車

物件 番号	財産名称	自動車 登録番号	登録年月	走行距離	最低売却価格 (円)
A-01	2 t プレスローダー車 (ごみ塵芥収集用) 3 台	奈良 830 さ 2053	H23.11	250,812 km	1,350,000 円
		奈良 830 さ 3053	H23.11	255,350 km	
		奈良 830 さ 4053	H23.11	239,213 km	

※走行距離は令和 8 年 9 月 2 日現在のものである。

○車両状態

別添物件調書のとおり

2. 一般競争入札参加資格

構成市村内（宇陀市・曾爾村・御杖村）に住所を有する法人及び個人事業主であること。

東宇陀環境衛生組合の令和 8・9 年度競争入札参加資格者名簿（物品購入等又は建設工事等）に登録されていない業者については、落札後から契約締結までに下記の書類をご提出ください。ご提出いただけない場合は、無効又は失格となりますのでご了承ください。

（1）個人：身分証明書

法人：登記事項証明書（法務局で発行するもの）

（2）印鑑証明書

（3）納税証明書（①市・村民税 ②固定資産税 ③国民健康保険税

④軽自動車税 ⑤法人市村民税（法人のみ）

の納税証明書 市税務課、村住民生活課で発行するもの）

滞納がある場合には受け付けません。

(3) 誓約書（指定の様式）

3. 一般競争入札の参加申込み等に関する事項資格

一般競争入札に参加しようとする者は、入札書を下記受付期間内に郵送若しくは持参して下さい。

4. 一般競争入札の場所及び期間

(1) 開札場所 東宇陀クリーンセンター2階 会議室

(2) 受付期間 令和8年9月 4日（金）13時00分から
令和8年9月14日（月）正午まで

(3) 開 札 令和8年9月14日（月）16時00分

5. 入札の提出方法

入札書の提出は郵送若しくは持参してください。

持参される場合は、受付期間内、平日の執務時間中（8時30分から17時00分）に提出してください。

【提出先】：東宇陀環境衛生組合

〒633-0315 奈良県宇陀市室生大野 3783 番地

6. 契約の締結

落札者には、令和8年9月25日（金）までに契約を締結していただきます。

7. 入札の無効

(1) 「2. 一般競争入札参加資格」に規定する入札参加資格がない者がした入札

(2) 指定する封筒以外の方法により提出された入札

(3) 一つの封筒に2枚以上の入札書をいれた入札

(4) 入札書以外のものを同封した入札

(5) 入札書提出期限までに到着しなかった入札

(6) 封筒、入札書に記載された「件名」が異なる入札

(7) 入札書の金額を訂正した入札

(8) 代表者の記名押印がない入札

(9) 誤字脱字等により意思表示が明確でない入札

(10) その他、指定された入札条件に合致しない入札

8. 落札者の決定方法

入札価格が最低売却価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、その場でくじ引きを行い、落札者を決定します。入札者不在の場合は、職員が代理でくじを引くこととします。

9. 用途の制限等

落札者は、落札した物件を次の用途に供してはなりません。

(1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）
第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用途

- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律147号）第4条第2項に規定する団体のうち、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行ったものに係る用途
- (3) 落札者は、第三者に対して売買物件の売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をするときは、上記の用途に制限を定める義務を書面によって承継させなければならず、当該第三者に対して上記の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはなりません。
- (4) 落札者は、第三者に対して売買物件に地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の仕様及び収益を目的とする権利を設定するときは、当該第三者に対して上記の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはなりません。
- (5) 上記(3)及び(4)における当該第三者の義務の違反に対する責務は、落札者が負わなければなりません。

10. 現車確認

見学日程：水曜日を除く平日午後3時30分から午後5時までの間、若しくは水曜日の午前9時から午後5時までの間

保管場所：東宇陀クリーンセンター

住 所：奈良県宇陀市室生大野3783番地

※現車確認を希望される場合は、事前にご連絡ください。

ご希望の日時にご案内できない場合もあることを予めご了承ください。

11. 売り払い代金の納入

契約を締結した者は、令和8年10月30日（金）までに、東宇陀環境衛生組合が交付する納入通知書により当該契約に係る売払代金を納付してください。

12. 車両の引渡しについて

- (1) 以下の日時まで東宇陀クリーンセンター可燃性ごみ収集車として使用を予定しています。

奈良 830 さ 2053 令和8年9月24日まで	奈良 830 さ 3054 及び 4053 令和8年9月30日まで
------------------------------	--------------------------------------

- (2) 売買代金完納及び所有権移転完了後に、現状有姿で引き渡します。
具体的な引渡しの日時は、土日祝日を除く日の午前9時から午後5時までの間で、買受者と東宇陀環境衛生組合で調整の上、決定します。
- (3) 移転登録料及び車両運搬費用等、引き渡しに関する費用はすべて落札者の負担となります。
- (4) 引渡し後の故障及び瑕疵等について東宇陀環境衛生組合は一切責任を負いません。
- (5) 物件の危険負担は、契約締結と同時に契約者に移転します。したがってその後、当該物件が東宇陀環境衛生組合の責に帰することが無い理由により、滅失名又は既存した場合には、東宇陀環境衛生組合に対して売買契約の減免を請求することはできません。

13. 公告等に関する質問

公告等に質問がある場合は、電子メール又はファクシミリにて指定の用紙を提出して下さい。なお、質問書を提出した場合は、必ず電話連絡をして下さい。

(1) 質問書受付日時 令和8年9月9日(水) 正午まで

(2) 提出先及び担当 東宇陀環境衛生組合

TEL: 0745-92-2444

FAX: 0745-92-2445

e-mail: higashiudakankyou@kcn.jp

(3) 質問書の回答 質問があった場合のみ令和8年9月10日(木)
午後5時までにホームページに公表します。

14. その他

(1) 売却財産は経年劣化、キズ、不具合箇所も多数あることを十分理解した上で入札して下さい。なお、東宇陀環境衛生組合は契約不適合責任を負いません。

(2) 名義変更完了後、証明書の写しと売却車両に表示されている名称等を抹消したことが分かる写真(作業前及び作業後)を東宇陀環境衛生組合に提出して下さい。

(3) 開札に立会を希望する場合は、開札日前日の正午までに「開札立会申請書」を電子メール又はファクシミリで提出し、必ず電話連絡をして下さい。立会の際は、本通知及び参加者本人であることを証明できるものをご持参下さい。なお、代理人の場合は、委任状(任意様式に日付、件名、入札(開札)日、入札参加者の住所氏名(商号)及び開札の立会いを委任する旨を明記)を持参して下さい。なお、期限までに開札立会申請書の提出がない場合は、立会を認めません。

(4) 開札結果は、ホームページにて公表いたします。

(5) 入札書は、所定の様式を用いてください。

(6) 入札書には消費税及び自動車リサイクル預託金を含む金額を記入してください。入札金額が契約金額となります。

(7) 入札書は、下記の内容を記した封筒に封入(全ての綴じ目に押印)し、東宇陀環境衛生組合宛に郵送もしくは持参して下さい。なお、封筒の大きさは、長3(縦235×横120mm)を標準とします。

《表面の記載例》

〒633-0315

奈良県宇陀市室生大野3783番地

東宇陀環境衛生組合 行

(入札書在中)

朱書き

《裏面の記載例》

印	入札（開札）日	令和 9 年 9 月 1 4 日
	件 名	東宇陀環境衛生組合公有財産売却
	物件番号	A－0 1 号
	財産名称	2 t プレスローダー車（ごみ塵芥収集用）3 台
	差出人住所	〇〇〇 〇〇〇 〇〇番地
	氏名・商号又は名称	〇〇〇〇